

令和6年度 最低賃金の周知・広報活動状況

石川労働局 労働基準部 賃金室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 広報誌への掲載依頼による広報状況 ポスター・リーフレットの配布による広報状況

広報誌への掲載依頼による広報（県及び市町以外はHPも含む）

- ◇ 9月（地域別最賃）及び12月（特定最賃）に、県内の主要な労使団体（7団体）へ労働局長が直接訪問し、周知・広報を依頼。
- ◇ 最賃改定のプレスリリースは、地域別最賃、特定最賃、いずれも公示日前に実施して、最低賃金引上げ支援策（業務改善助成金、キャリアアップ助成金）の利活用を周知。

	地域別最低賃金		特定最低賃金		備考
	依頼件数	掲載	依頼	掲載	
広報依頼					
合計	446	55	120	25	
①石川県	1	1	1	1	
【参考】（ホームページ掲載）		1		1	
②市町	19	17	19	7	金沢市広報誌なし
【参考】（ホームページ掲載）		19		9	加賀市HPのみ
④労働基準協会	13	5	13	3	
⑤労働団体	5	2	5	2	
⑥使用者団体	96	8	8	2	
⑦教育機関	41	/	0	/	
⑧その他	271	2	74	0	
プレスリリース					
合計	14	3	14	3	
①新聞	9	3	9	3	日経、北國、北陸中日
②テレビ・ラジオ	5	/	5	/	

※掲載はいずれも確認できたもののみ

ポスター・リーフレットの配布による広報

- ◇ 9月（ポスター、リーフレット（本省版））及び12月（リーフレット（石川局版））に各種団体等に配布。
- ◇ 併せて、業務改善助成金とキャリアアップ助成金のリーフレットも配布し周知。

	ポスター		リーフレット（本省版）		リーフレット（石川局版）	
	配布先数	配布枚数	配布先数	配布枚数	配布先数	配布枚数
合計	446	512	446	4645	194	8610
国の行政機関	27	31	27	2010	20	310
石川県	1	1	1	5	1	100
市町	23	23	23	115	19	1000
労働基準協会等	17	17	17	580	14	2800
労働団体	5	44	5	25	5	620
使用者団体	96	96	96	480	96	2560
教育機関	41	53	41	205	0	0
その他	236	247	236	1225	39	1220
「その他」…各商工会議所、各商工会、外国人技能実習生第1次受入団体、事務組合、市町村施設、金融機関など						

その他

- ・金沢駅西合庁正面ロータリーに県最賃額を掲示（QRコード付き） ・局署使用封筒に県最賃額をゴム印で表示
- ・最低賃金PR入りの伝言メモ帳を作成し配布

2.最低賃金改正の広報・周知活動

◆本省作成のポスター・リーフレットの他、石川局版（県最賃と特定最賃を記載）のリーフレットなどを作成し、関係各所に配布

◆金沢駅西合同庁舎玄関ロタリー前に広報用看板を設置

◆局署の封筒に最低賃金額をゴム印字

●リーフレットをリニューアル 労働者団体、使用者団体、地方自治体等へ配布

◆ポスター・リーフレット（本省版） ◆リーフレット（石川局版）



石川県 最低賃金

令和6年 10月5日 開始

984円

51円 UP

※最低賃金は、働くすべての人の生活の安定を確保するために設けられています。

石川県内の最低賃金

最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

地域別最低賃金	適用日
石川県最低賃金	984円

特定最低賃金	適用日
1 一般機械	1,040円
2 自動車	1,040円
3 電気機械	1,008円
4 百貨店	994円

石川労働局



◆最低賃金周知伝言メモ帳の作成

必ずチェック! 最低賃金!

働く人と雇う人のためのルールです!

石川県 最低賃金

令和6年 10月5日 開始

984円

51円 UP

石川労働局

石川県最低賃金、特定最低賃金改正のプレスリリース

労働局長が訪問し、関係労使7団体へ周知要請

◆最低賃金周知活動（10/4 金沢駅前） ※ 連合石川のキャンペーンに参画

石川労働局 Press Release

令和6年度「石川県最低賃金」を改正決定します

～最低賃金制度・キャリアアップ制度の活用～

令和6年度（令和 6年 10月 5日）は、石川県最低賃金について令和6年9月4日（日）お盆明け（月）に改正決定し、10月5日（日）に開始されます。

改正内容	適用日	引上げ額	引上げ率	働き手数(万人)
最低賃金	令和6年10月5日	51円	5.3%	100.0

【周知活動の主な内容】
 ○ 関係団体に対する周知活動の要請
 ○ 一般消費者に対する周知活動の要請
 ○ 日本労働組合総連合会石川県委員会等の関係団体への周知活動の要請
 ○ 関係団体・労働者団体、使用者団体、労働者代表者等に対して、周知活動の要請
 ○ 関係団体・労働者団体、使用者団体、労働者代表者等に対して、周知活動の要請
 ○ 関係団体・労働者団体、使用者団体、労働者代表者等に対して、周知活動の要請

石川労働局 Press Release

令和6年度（産業別）最低賃金を改正します

～最低賃金制度・キャリアアップ制度の活用～

令和6年度（令和 6年 10月 5日）は、10月5日に開始し、令和6年度最低賃金（984円）よりも高い水準で定められる「特定最低賃金（産業別）最低賃金」の改正決定し、10月5日（日）に開始されます。

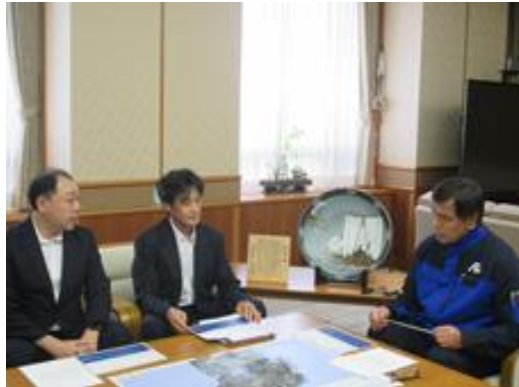
特定最低賃金	適用日
1 一般機械	1,040円
2 自動車	1,040円
3 電気機械	1,008円
4 百貨店	994円

【周知活動の主な内容】
 ○ 関係団体に対する周知活動の要請
 ○ 一般消費者に対する周知活動の要請
 ○ 日本労働組合総連合会石川県委員会等の関係団体への周知活動の要請
 ○ 関係団体・労働者団体、使用者団体、労働者代表者等に対して、周知活動の要請
 ○ 関係団体・労働者団体、使用者団体、労働者代表者等に対して、周知活動の要請
 ○ 関係団体・労働者団体、使用者団体、労働者代表者等に対して、周知活動の要請



3.最低賃金引上げ支援策の周知

◆石川県庁へ訪問し、知事に中小・小規模事業者への支援と、賃上げできる環境整備について要請



「支援策について9月議会で議論（馳知事）」

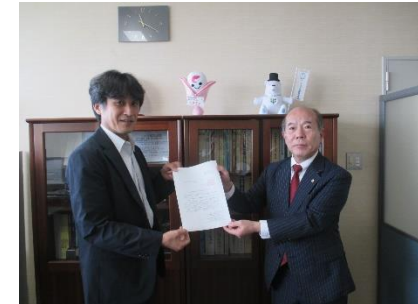


県は業務改善助成金の上乗せ支援として、5,500万円をR6.9月補正予算に計上

◆国へ支援策、環境整備を要請

労働局長が厚生労働本省へ赴き、厚生労働大臣に対して、中小・小規模事業者への支援と、賃上げできる環境整備を求める要請書を提出

◆社労士会や使用者団体に支援策の利活用を要請



◆最低賃金の周知とともに、最低賃金・賃金引上げ支援策についても周知

◆いしかわ政労使会議にて共同宣言

最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限
30%コース	30万円～130万円
45%コース	45万円～180万円
60%コース	60万円～300万円
90%コース	90万円～600万円

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その費用の一部を助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上増額改定した職場	5万円
5%以上増額改定した職場	6万5,000円

1.当該月の出勤率（A企業の場合は2/3）
2.事業所当たりの上限は100人分

適用のポイント

賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に関する取組が中心
- 中小企業が利用できる
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- 設備投資等は、交付決定を受けた後

適用のポイント

賃上げ

- 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- 中小企業が利用できる
- 助成額は、1人当たり定額
- 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

能登半島地震の影響で破損した設備の更新を考えている事業主の皆様へ

高品質な機械で生産性を高めませんか？

地震の影響で機械が壊れてしまった...
新しい機械を買わなければならない...

そのお悩み、業務改善助成金で解決できるかもしれません！！

業務改善助成金ってなんですか？

業務改善助成金は、事業場内でも最低賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

破損した設備を更新する場合でも利用できる？

破損したことを機に、既存の機械設備等より高い能力を有する上位機械を導入し、それにより、生産性の向上、労働環境の確保に資することが認められれば、助成対象となります。

こんな活用方法があります！

- 地震で破損した的設備を、POSレジシステムに置き換えることによる在庫管理の効率化！！
- 地震で破損した店舗を改装するにあたり、レイアウトを変更して、配膳機を導入！！
- 地震で休業しているが、事業再開にあたり生産性を高める高品質な機械を導入したい！！

同一の設備投資等で助成金を受けたい場合には、併せて受給することはできませんのでご注意ください。

お問い合わせ

ご不明な点は、下記お問い合わせセンターへご連絡ください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他情報は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組み皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、**最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています**

助成金と補助金を組み合わせるとご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください
※同一の補助対象（設備等）に対する複数利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。
※業務改善の状況に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象となります。

IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ額以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の無利貸において加算措置が得られます。

詳しくは次のページで

本報は最低賃金引上げの影響を受けた事業者向けに厚生労働省の文書と関連調査報告、本県の取り組み等、賃上げを促すための情報等をご紹介するもので、最終的な内容についてはホームページでご確認ください。

持続的な賃金引上げの実現に向けた共同宣言

私たちは、石川県における地域経済の発展と、県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会に向けて、労務費の適切な価格転嫁や、中小企業の生産性向上等により、物価上昇を安定的に上回る持続的な賃金引上げを実現するために、相互に連携・協力して取り組んでいくことを宣言します。

令和7年2月6日
いしかわ政労使会議

- | | |
|--|---|
| 石川県
金沢市
中部経済産業局
石川労働局
（一社）石川県経営者協会
石川県商工会連合会
石川県商工会連合会
石川県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会石川県連合会 | （株）北越銀行
石川県信用金庫協会
（株）日本政策金融公庫金沢支店
石川県社会保険労働士会
北越税理士会石川県支部連絡協議会
（独）高野・岸香・求職者支援機構石川県支部
（独）労働者健康安全機構
石川県産業保健総合支援センター
（公財）石川県産業創出支援機構 |
|--|---|